

理事の職務権限規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、七尾未来基金設立準備会(以下「本会」という。)の定款第27条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、一般財団法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び本会が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(会長)

第4条 会長の職務権限は、法令、本会の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本会を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長)

第5条 副会長の職務権限は、法令、本会の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (2) 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第3章 補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和4年10月28日から施行する。

附則

第1条の対応に基づく定款の条文番号を改訂した。(令和4年11月18日理事会決議)

(別表)理事の職務権限

項目 役割	決済権者	
	会長	副会長
	◎本会を代表し、その業務を総理 ◎理事会を招集し、議長としてこれを主宰	◎会長を補佐し、本会の業務を執行 ◎会長の事故時等の職務執行
事業計画案及び予算案の作成に関する事	○	
事業報告案及び決算案の作成に関する事	○	
人事及び給与制度の立案及び報告に関する事	○	
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○	
規程案の作成に関する事	○	
国外出張に関する事		○
国内出張(役員、重要な使用人)に関する事		○
支出に関する事		
1件200万円以上	○	
1件200万円未満		○
セミナー等事業の実施に関する事		○
職員の教育・研修に関する事	○	
渉外に関する事		○
福利厚生(役員含む)に関する事	○	
外部に対する文書発簡	○	
特に重要なもの	○	
重要なもの	○	
比較的重要なもの		○
一般事務連絡		○

(注)上記にかかわらず、副会長の不在時等、副会長がその決裁権限を行使できない場合において、会長が副会長に代わり決裁を行うことは差し支えない。